

1 . 添付書類

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 位置図 | (2) 法務局備付地図 (公図) |
| (3) 地積測量図 (分筆図) | (4) 土地所在図 |
| (5) 土地登記簿謄本 (協議地) | (6) 土地調書 (協議地・対側地及び相隣地) |
| (7) 印鑑証明書 | (8) 現況実測平面図 (平面図1/250以上・横断図1/100以上) |

(2) (3) (4) は写し、ただし調査年月日を記入し調査員が署名捺印したもの。

分筆・合筆が数回行われている場合は土地沿革調書。

依頼者が法人の場合は、印鑑証明書及び資格証明書又は商業登記簿謄本事務を代行させる場合は代行範囲を記載した委任状。

2 . 土地登記簿謄本の記載事項と異なる場合。

- (1) 土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていない場合は次の資料

- ア 相続人が判明できる戸籍謄本等
- イ 相続関係説明図
- ウ 遺産分割協議書

戸籍謄本等は、相続人を確認後、原本還付する事ができる、また遺産分割協議書は内容を確認後原本還付。

- (2) 住所

土地所有者の住所沿革が判明できる資料 (住民票、戸籍の附票等) 内容を確認後、原本還付する事ができる。